

藤枝東高校 教職員の生徒指導に係る共通ルール

令和3年6月

1 生徒との携帯電話での連絡及びメール・SNS の使用について

(1) 平日における携帯電話での連絡について

- ア 生徒へ連絡を行う場合は、生徒の携帯電話には行わず、生徒宅の固定電話か、保護者の携帯電話に連絡を行う。
- イ 生徒からの連絡は、教職員個人の携帯電話ではなく、学校の電話に連絡するよう指導する。
- ウ 緊急の連絡を必要とする場合、又は生徒の安全・人命等に影響を及ぼす場合、早急に生徒の居場所等を特定する必要がある場合は、この限りではない。

(2) 休日等に携帯電話・メール・SNS を使用する場合について

- ア 教職員と生徒の間で携帯電話・メール・SNS を使用する場合は、教育活動（部活動・行事指導等）で、かつ関係生徒全員に関わる場合に限ることとし、個人的な指導や私的なやりとりは一切行わない。
- イ 教育活動で全員に関わる場合であっても、その趣旨を保護者に十分説明するなど、保護者から誤解を受けないように努めることとする。

2 生徒との面談や相談等の実施方法について

- ア 生徒との面談や相談等は、原則として電話（携帯電話を含む）やメール・SNSを使用して行わない。
- イ 原則として校内又は保護者在宅時の生徒宅で実施する。
- ウ 実施する場合は、教職員個人で対応せず、組織的に対応し教職員間で情報を共有し透明性を高める。特に、突発的な個人面談や相談等については、教職員間の報告・連絡・相談を密にし、教職員個人で対応しないようにする。
- エ やむを得ず、1対1で実施する場合は、密室とならないよう、実施する部屋の窓や扉を開けるなど疑義を受けない等の配慮をするとともに、管理職又は他の教職員にあらかじめ伝えておく。

3 教職員の自家用車への生徒の乗車について

原則として、自家用車には生徒を乗車させない。ただし、緊急等の場合を除く。

4 その他

上記1～3の共通ルールでは対応できないような状況が発生した場合は、管理職の許可を得て対応する。

教職員と生徒間の携帯電話等の使用に関するルール

- 原則、教職員と生徒との間で携帯電話・メール・SNSを使用した連絡は行わない。
- 例外的に連絡が許されるのは、
 - ・緊急の連絡を必要とする場合、又は生徒の安全・人命等に影響を及ぼす場合で、早急に生徒の居場所等を特定する必要があるもの
 - ・教育活動（部活動・行事指導等）に係る連絡で、かつ関係生徒全員に関わるもの（連絡を部長等の役職にある特定の生徒に行う場合も含む）に限る。

	教育活動に係る内容	個人的な内容
1対1による 連絡や指導	×	×
安全・生命等に係る 緊急連絡は ○		
関係生徒全員に 対する連絡や指導	○ (※)	×

※ 教育活動に係る連絡を、グループ全員に伝達する目的で部長等の役職のある特定の生徒に行う場合も含む。

なお、この場合は副顧問等にも同時に連絡内容を伝えるなど、他の教職員と情報を共有する体制を整備すること。